

行政法
05

次は、行政法に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 「行政」とは、国家作用の中から立法作用と司法作用を除いたものとするのが通説である。
- (2) 行政法とは、刑法や民法のように1つの法典を指す名称ではなく、行政の組織及び作用・活動に関する法令の総称をいう。
- (3) 行政法は、大別して、行政組織について規律する行政組織法、行政作用について規律する行政作用法、行政作用により権利利益が侵害された場合に私人の救済を図る行政救済法に分類することができる。
- (4) 行政法の基本原理である「法律による行政」(法治主義)とは、行政機関の活動は「法律の留保の原則」を排除し、「法律の優位の原則」に従って、法律の制限を受けながら行うことをその内容としている。
- (5) 犯罪捜査や犯人検挙の成果は、最終的には司法(刑事裁判)の場で明らかにされるが、捜査は行政の機能に含まれる。

行政法
06 次は、行政庁に与えられた権限を他の行政機関に権限を行使させる場合の制度に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 行政庁の膨大な主管事務量に対処するために必要がある場合等において、他の官職にある者に行政庁の権限を行使させる制度として、「権限の委任」や「権限の代理」の制度がある。
- (2) 「権限の委任」とは、行政庁が、その権限を他の機関に委譲することをいい、あらかじめ委任事務を明らかにしておく法律の根拠を必要とする場合と、不測の事態に対処するために委任を可能とする必ずしも法律の根拠を必要としない場合がある。
- (3) 「権限の代理」とは、行政庁の権限の全部又は一部を他の行政機関が、行政庁に代わって意思決定を行い、代理という資格で対外的に権限を行使することをいう。
- (4) 「専決」とは、行政庁が、補助機関に、内部的に実質的な決定を委ねることをいい、「内部委任」ともいう。
- (5) 「代決」とは、行政庁があらかじめ、一定の範囲を定め、あるいは臨時に決裁権限を補助機関に委任し、受任した機関が行政庁の名前で権限を行使することをいう。

行政法
07

次は、都道府県警察の経費に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 都道府県警察に要する経費は、その都道府県において負担するのが原則である。
- (2) 都道府県警察に要する経費には、国庫が支弁するものと、都道府県が支弁するもののほか、国が一部を補助するものがある。
- (3) 警衛及び警備に要する経費、国の公安に係る犯罪の捜査に要する経費、オウム真理教犯罪被害者等救済給付金の支給の事務処理に要する経費等は、国庫が支弁する経費とされている。
- (4) 国庫支弁金により取得された財産及び物品は、都道府県警察の用に供すべき物として、その所有権は県に帰し、都道府県警察の所有となるので、当該財産や物品については無償で使用できる。
- (5) 一般犯罪の捜査に要する経費や、交通取締りに必要な経費等は、国が一部を補助するが、警察職員の配置に伴う人件費等について、国の補助を受けることはできない。

行政法
08

次は、警察の活動上の原理のうち、人権尊重主義に起因する原則に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 形式的には法律上の権限行使の要件を満たしていても、実質的にみて、権限行使の必要性がない場合には、当該権限の行使は認められない。
- (2) 個々の規定で複数の手段を選択することができる場合とされている場合には、最も人権の制約の程度が低い手段を選択しなければならない。
- (3) 法律が許容する実力行使をする場合には、その規定の要件を満たし、かつ、目的達成のために必要最小限度でなければならない。
- (4) 警察活動をする場合には、国民に与える不利益を上回る公益上の利益(警察の目的達成上の必要性)がなければならない。
- (5) 国民の権利・自由を制限し、義務を課すことは、法律で規定された場合のほかは行うことができないこととされ、これは人権尊重主義に起因する原則といえる。

憲法 04 司法



- (1) 正しい。「特別裁判所」とは、特定の地域・身分・事件等に関して、通常の裁判所の系列から独立した権限を持つ裁判所のことをいう。現行の憲法では禁止されている(憲法76条2項)。
- (2) 正しい。下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣が任命する(憲法80条1項、裁判所法40条1項・2項)。任期は10年であり、再任することができる。
- (3) 正しい。最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する(憲法77条1項)。
- (4) 正しい。大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権をまとめて「恩赦」という(憲法7条6号、73条7号)。恩赦は、司法手続によらずに行政権によって公訴権を消滅させたり、裁判所の言い渡した刑の効果の全部又は一部を消滅させたりする行為であり、裁判所の判断を変更するものであるが、憲法が容認したものであって、司法権を侵害しない。
- (5) 誤り。枝文のほか、裁判官は、公の弾劾によって罷免される場合もある(憲法78条)。また、最高裁判所の裁判官は、国民審査によっても罷免される場合がある(憲法79条3項)。

行政法 05 行政法

- (1) 正しい。行政の作用は、社会秩序を維持することのほか、国民の健康で文化的な最低限度の生活の確保を実現するため、社会保障や生活環境の向上・増進等を充実させるという重要な義務を果たすことを目的としている。
- (2) 正しい。行政法は、行政に関する法であるが、それは憲法、民法、刑法のように単一の法典としてまとまっているものではなく、行政に関する多数の法令により成り立っている。
- (3) 正しい。警察法、地自法等は「行政組織法」、警職法、刑訴法等は「行政作用法」、国賠法、行政不服審査法等は「行政救済法」に分類される。
- (4) 誤り。法律による行政の原理は、行政は法律に従って誠実に執行されなければ

ならず、そのために違反してはならないという「法律の優位の原則」と、国民の権利・自由を制限し、又は義務を課す行政活動は、個別の法律の根拠を必要とするという「法律の留保の原則」の2つの内容が含まれている。

- (5) 正しい。犯罪捜査は、裁判所が行う「司法」と関係するものであるが、それ自体は行政機関の活動であって「行政」に属し、それを規律する法規範も「行政法」に含まれる。

行政法 06 委任・代理・専決



- (1) 正しい。「行政庁」とは、行政機関としての意思を決定する権限を有する機関をいう。行政庁に当たる官職は、法律や条例に定められているが、多くの場合、組織体である行政機関の長(各省大臣、知事等)が行政庁となっている。
- (2) 誤り。権限の委任は、法律に定められた権限行使の主体の変更を伴うため、法律の根拠が必要となる。委任を受けた機関は、自らの名前と責任において、行政庁の権限を行使することになる。
- (3) 正しい。権限の代理は、行政庁の権限自体の移動を伴うものではなく、代理における権限行使は、代理であることを表示して行う。
- (4) 正しい。今日の行政においては、権限を有する行政庁が、その全てに自ら判断を行って権限を行使することは不可能であり、多くの場合に専決が行われている。専決は、単に内部的な意思決定であることから、特別の根拠を要しない。
- (5) 正しい。代決は、専決と法的性質には変わりはない。代決の効力は、代決の範囲が条例等の趣旨に反するようなものであるかどうかによって、その適否が決せられる(東京高判昭48.4.4)。

行政法 07 都道府県警察の経費

- (1) 正しい。地方公共団体の事務に関する経費は、事務の主体である当該地方公共団体が負担するのが原則である(地方財政法9条)。都道府県警察に要する経費は、原則として、その都道府県が負担する(警察法37条2項)。
- (2) 正しい。都道府県警察に要する経費は、国庫支弁の経費と都道府県支弁の経費



3

甲が狭い山道を運転している際、道路の左側にある崖が崩れ、大きな石が転がり落ちてきた。甲はこれを回避するため、とっさにハンドルを右に切ったが、その結果、歩道を歩いていた通行人Aに衝突し、同人に重傷を負わせてしまった。なお、当時の状況では、他に大きな石を避ける方法はなかった。

この場合における甲の刑責について述べなさい。

緊急避難【事例】

- 答案構成**
- 1 結論
 - 2 緊急避難
 - 3 事例の検討

答案例

1 結論

緊急避難が成立し、甲は刑責を負わない。

2 緊急避難

(1) 意義

自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為をいう。避難行為により生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に成立¹し、これが認められる場合、犯罪は成立しない。

(2) 成立要件

ア 現在の危難(法益に対する侵害が現に存在している又は侵害の危険が切迫していること)に直面している

イ 避難の意思を有する

ウ 避難行為が相当性(その危難を避けるために必要な唯一の方法であって他に方法がなかったこと)を充足する

さらに、守る法益の価値が侵害する法益の価値と同程度かそれ以上であることを要する「法益権衡の原則」を充足する必要がある。

3 事例の検討

(1) 現在の危難の存否

甲は、自動車を運転中、道路の左側の崖からの落石を避けるため、とっさにハンドルを右に切った結果、歩道を歩いていた通行人Aに自車を衝突させて重傷を負わせてしまった状況にあるが、この落石は、予見できる可能性は高いとはいえ

ず、回避可能性も困難と考えられる。したがって、結果予見義務と結果回避義務を課すことは困難であり、過失運転致傷罪²を適用することはできない。

(2) 避難の意思の存否

甲が自転車走行中にハンドルを右に切ったのは、落石から逃れるためであり、自身の身体の安全に対する現在の危難を避けるためにした行為である。

(3) 避難行為の相当性

想定事例中に「当時の状況では、他に大きな石を避ける方法はなかった」とのことであることから、甲が他にとり得る事故回避手段を有していなかったことが認められる。また、守ろうとした法益が自己の生命・身体・財産、侵害する法益が通行人Aの生命・身体であり、その価値は同程度といえることから法益権衡の原則を充足している。

(4) 緊急避難の成否

以上により、甲の行為によって発生した結果は過失運転致傷罪の構成要件に該当することも考えられるが、緊急避難が成立し、違法性が阻却されるため、甲の行為は処罰の対象とはならない。